

第6回（令和7年度第2回）花緑検討小委員会 における主なご意見等とその対応

ひょうご花緑創造プランの改定（緑の広域計画への移行）に関するご意見等（1/2）

	ご意見等	対応・回答
「緑の広域計画」全般	<p>県が取り組むべきこと・取り組んできたことを示す、一つのモデルとなるような計画を作っていただきたい。緑の配置だけではなく、それを実現していく上での県民や企業の役割、行政との連携等も含む内容とし、計画名称も、単なる広域的な緑の配置計画に矮小化されないようなものを検討いただきたい。制度上は広域計画であるが、ハード・ソフトの両方の内容が含まれる基本計画のようなものになれば望ましい。</p> <p>来年度、広域計画を検討するに当たって、花緑検討小委員会の検討事項を引き継ぐ際には、そのような計画にしていいただきたいということを送りたい。</p>	<p>広域計画の策定に際しては、新たに定める緑の配置などのハード面の内容だけではなく、これまで花緑創造プランが扱ってきたソフト面の内容（県民、住民団体、事業者等の参画と協働による取組指針等）も盛り込むこととします。</p> <p>※計画名称は同計画の検討小委員会において検討</p>
	<p>目標のところでは、兵庫県全体がこうなっていたらいいなというような絵が描かれているとよいと思った。地域ごとの緑の効果のイラストが分かりやすく感じたので、県全域の目指す姿がビジュアルで伝わると面白いと思う。</p>	<p>広域計画の策定の際に、目指すべき将来像をイラスト化するなど、県民が緑に関する目標をイメージとして共有できるような内容を検討します。</p>
	<p>関連計画の都市計画区域マスタープランでは県を6つの地域に分け、それぞれで目標を立てて都市計画を進めている。それに対応するならば、広域計画も6つの地域に対応させながら、それぞれの違いを分かるように書くということが重要ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、広域計画策定時の参考となるよう、県が所管する6地域（阪神・播磨東部・播磨西部・但馬・丹波・淡路）の都市計画区域マスタープラン改定案（R7未改定予定）及び神戸市の都市計画マスタープランの改定案（R8改定予定）を基に、地域ごとの緑の特性や緑に関する取組方針について整理しました。</p> <p>（⇒資料4-3 p.31～46）</p>

ひょうご花緑創造プランの改定（緑の広域計画への移行）に関するご意見等（2/2）

	ご意見等	対応・回答
里山の取扱い	クマ対策が社会的に注目されている中で、 里山については、生物多様性の保全といった抽象的なものよりも、県民の命を守るために野生生物のバッファゾーンとして管理が必要ということ をアピールしてもよいのではないか。 里山は都市計画区域外にあることも多いため、計画の対象区域を都市計画区域を越えて県域全体にするのはよいと思う。	集落や農地に近い里山については、クマをはじめとする野生鳥獣による人的被害・農業被害の防止の観点からも、適正な管理が重要なことから、施策の展開方策（例）として「里山等の適正管理による野生鳥獣との共生・棲み分け」を追加しました。 （⇒資料4-3 p.21）
農地の取扱い	農地の扱いが重要。耕作放棄地は、農地としての生産機能は失われても、生物多様性といった環境的機能がある。 こういったことを計画の中で示しておくことで農地の喪失を防げるのではないかと。 人口が減少する中、農地を潰して家を建てるという時代ではなく、 国も市街化区域内農地は在るべきものとして方針転換している。 県としても、そのような農地を保全するという観点で 保全割合等の数値目標があってもいい と思う。	市街化区域内農地等の都市農地について、都市緑地を構成する貴重な要素として捉え、農作物の生産だけでなく、生物多様性の保全や雨水の貯留など、多面的な機能を有する旨、「緑の機能・効果」において表記しました。また、都市農地の保全についても施策の展開方策として例示するとともに、指標化についても来年度実施する現況調査の結果を踏まえ、検討します。 （⇒資料4-3 p.10、21）
水辺地の取扱い	都市緑地法でも「水辺地」が緑地に含まれている。一般的にはため池や河川等の淡水を指しているが、 ため池は、生物多様性等の環境機能がある一方、太陽光発電パネルの設置場所になっており、ギャップが生じている。 今回の広域計画の中では、 水辺地のため池等の機能をしっかりと書くことが大事 かと思う。	ため池には、農業用水の確保の加え、生物多様性の保全、雨水の貯留など、様々な機能を有することから、「緑の機能・効果」において表記するとともに、施策の展開方策において写真を掲載しました。 （⇒資料4-3 p.10、21） また、ため池数が全国一である本県の特徴的な取組である「いなみ野ため池ミュージアム」等についての事例紹介も検討します。
	兵庫県は海辺が多い。 淡路地域は海に囲まれているし、阪神地域や播磨地域はベイエリアがあるし、但馬地域にはジオパークを含んだ海辺が続いている。今回、広域計画の中で 海辺を扱うと兵庫県らしさが出る と思う。	都市緑地法の運用指針において、「水辺地」は「池沼、河川、海、湖等の水面を含むそれらの周辺地域」とされていることから、海辺についても計画における「緑」の概念に含むものとし、その旨が分かるよう明示しました。 （⇒資料4-3 p.3、21）